

通勤災害の逸脱・中断とは？

働き方改革が徐々に浸透し、定時退社の日を設けるなど労働時間の削減

通勤のスタイルにも変化がみられるようになつてきました。

そこで、今回は労災保険における通勤災害の逸脱・中断について考えてみたいと思います。

まず、ことばを整理しますと、「逸脱」とは、通勤の途中で就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路を外れるることをいい、「中断」とは、通勤の経路上において、通勤とは関係のない行為を行うことをいいます。

3、自宅→会社→自宅間に逸脱・中断が認められるが、その行為は日常

1については、労働者が、就労に関し、住居との間を合理的な経路及び方法により往復する間の災害（業務の性質を有するものを除く）であれば通勤災害と

の後については通勤災害とは認められません。ただし、逸脱・中断が「日常生活上必要な行為であるものをやむを得ない事由により行う必要最小限度のもの」である場合は、その逸脱・中断の間は除き、元の合理的な経路に復した後は再び通勤として取り扱うこととしています。これが3のケースです。



厚生労働省
『労災保険 第三者行為災害のしおり』より

に努力する企業が増えてきています。こうした取り組みにより、これまで仕事に充てていた時間を自己の健康管理や趣味、仲間との親睦を深める、といった仕事以外の時間を使おむ人が多くなり、

通勤災害は以下の4つのパターンに分けることができます。
1、自宅→会社→自宅
間の単純災害

生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものに該当し、合理的な経路に復した後の災害

2については、通勤の途中において買物や飲食、娯楽等の行為のために合理的な経路を外れ、逸脱・中断中と判断される場合には、その間及びそ

では「厚生労働省令で定めるもの」とはどういうものなのでしょうか。その例として、惣菜等の購入、食事、クリーニング店への立ち寄り、病院等への受診などが挙げられます。これらの行為の間は「逸脱・中断」として取り扱われるため通勤災害とは認められませんが、合理的な経路に復した場合には、再び通勤として取り扱うことになります。

次に4の「ささいな行為」とはどのような行為かといいますと、通勤途中において、トイレを使用する場合、経路上でタバコや雑誌等の購入、喉の渇きを癒すための飲み物の購入する場合、自動車通勤の者が経路上のガソリンスタンドで給油を行う場合等のように、労働者が通常通勤の途中で行うような行為で、通勤を継続するために必要な合理性を有するような「通勤に随伴する行為」のことをいいます。なお、ささいな行為には、逸脱・中断という考えはありません。

な行為であつて厚生労働省令に定めるやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合の「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当するため、コンビニに入る際の転倒は、通勤の逸脱・中断中の災害であるとして、通勤災害とは認められませんでした。

また、当該行為は、コンビニに立ち寄った理由からして、通勤を継続するためには必要性または合理性を有する「通勤に随伴する行為（ささいな行為）」とはいえず、ささいな行為にも該当しないと判断されました。

『最近の請求事例』

出勤途中に経路上にあるコンビニで昼の弁当を購入するため立ち寄った際、入口で足を滑らせ転倒し負傷したとして労災請求がなされました。判断としては、昼の弁当の購入は日常生活上必要

※事業所周辺に飲食店やコンビニ等ないようなケースでは、必要性または合理性を有するとして認められる余地はあるものと考えられます。

【問合先】愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎052-857-0312
●労働（労災・雇用）保険事務委託
●事業主・事業主同居家族・役員の労災
●建設業・運送業の一人親方の労災保険特別加入手続き
※詳しくは、本誌同封の案内をご覧ください。

労働保険の事務の委託を受け手続事務を代行します
（一社）名北労働基準協会 労働保険事務組合 建設自営業者組合・運送自営業者組合
☎ 052-962-0421・FAX 052-955-16858

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

 厚生労働省・都道府県労働局